

# 庄原市行政評価シート

令和3年度評価

事務事業名	老朽危険建築物除却促進事業補助金
-------	------------------

所管	環境建設	部	都市整備	課		
実施期間	平成	28	年度～	令和	5	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目	事業	
	01	08	06	04	5402	
	一般会計	土木費	住宅費	建築管理費	建築管理事業	
対象者	老朽危険建築物の所有者または当該所有者の相続人				対象者数など	
根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法、庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金交付要綱					
HPアドレス	<a href="http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_382.html">http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_382.html</a>					
実施目的	安全・安心な市民生活を確保し、危険建物の倒壊等による近隣及び道路通行者等への危険防止を図るため、危険建物の除却工事に対して補助を行い、危険建物の除却を推進するものである。					
事務事業の概要	(補助対象建築物) ・市内に存する現に使用されていない住宅(過半を居住の用に供していたものに限る。)であること ・老朽危険建築物の認定を受けた建築物であること					
	(補助対象者) ・老朽危険建築物の認定を受けた建築物の所有者又は当該所有者の相続人 ・認定対象建築物の存する土地の所有者又は当該所有者の相続人					
	(補助金額) ・補助対象事業(除却工事)に要する経費の1/3の額以内(1,000円未満は切り捨て) 限度額30万円					
年度別実績概要	平成30年度	交付件数:1件 交付額:300千円				
	令和元年度	交付件数:2件 交付額:600千円				
	令和2年度	交付件数:6件 交付額:1,800千円				

## 実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	H30	R1	R2	計
	事業費	補助金	危険建築物除却工事	300	600	1,800
						0
						0
計			300	600	1,800	2,700
財源	国県支出金		150	300	900	1,350
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		150	300	900	1,350

実績 (アウトプット)	指標名称	単位	基準値	H30	R1	R2	計
	実績 (アウトプット)	1 補助金交付件数	件		1	2	6
2							0
3							0
成果 (アウトカム)	1 老朽危険建築物除却件数	件		1	2	6	9
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名 老朽危険建築物除却促進事業補助金

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
<b>優先度</b>	<b>A</b>				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
<b>認知度</b>	<b>B</b>				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
<b>有効性</b>	<b>A</b>				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
<b>受益者満足度</b>	<b>A</b>				
※受益者: 老朽危険建築物の所有者または当該所有者の相続人					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
<b>市民(納税者)納得度</b>	<b>B</b>				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
<b>代替性</b>	<b>B</b>				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
<b>まちづくり基本条例適合性</b>	<b>B</b>				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

<b>所管課評価</b>	<b>現行どおり</b>
<b>視点</b>	<p>老朽化した危険な空き家の除却について、本補助制度の周知等を進めてきた結果、除却実績の向上が図られ、一定の効果が見られる。老朽危険空き家が地域に及ぼす影響は大きく、市の空き家等対策計画(第2期計画)においても老朽危険空き家数を減少させる目標を設定していることから、引き続き危険空き家の除却を促進し、生活環境を確保していく必要がある。</p> <p>空き家に対する関心は年々高まってきており、補助の対象となる物件の認定件数も増加する中、今後においても、広報・啓発活動に取り組み、本事業を現行どおり実施することについて意見を求める。</p>
<b>課題</b>	<p>人口減少や既存住宅の老朽化等の構造的な背景により、空き家総数及び老朽危険空き家数は増加傾向にあるが、適正な管理や対応が必要な空き家の所有者に対し、相続関係者等の所在が不明な場合に対応が困難となるケースが増加しており、本制度での対応が図られない面がある。</p>